

# 養老町民のスポーツ推進サポーター大募集

## 《趣旨》

私たちは皆、健康でありたいと願っています。健康とは「肉体的・精神的・社会的に調和のとれた状態」であり、スポーツは心地よく体を動かし、ストレスを発散し、ルールの中で社会秩序を構築することにより、健康の基本となるものです。

しかしながら、現在スポーツを継続している人は多くありません。この現状を打破するためには、地域社会全体の力でスポーツを育み、健康な人々と健康な地域を創っていく必要があります。

公益財団法人養老町スポーツ連盟は、

## 「ひとり1スポーツ スポーツマンのところで競技力UP!!」

をスローガンに、行政及び民間諸団体が協働で、養老町民のスポーツ推進、健康増進を行ってゆくこととしました。重要なステップとして、

- ① 幼少期・少年期に遊び・スポーツの楽しさを体で覚える
- ② 継続的に楽しく体を動かす・スポーツができる仲間と環境を確保する

ことが必要であると考え、これを実現するために、現在のスポーツ少年団活動及び競技団体活動に加えて、

- ① 一流のスポーツ指導者の育成（スポーツリーダーバンクの創設）
- ② 地域スポーツクラブの創設と発展

を重点施策として展開していくことといたしました。

## 《企業・個人からのサポートのお願い》

町の財政が厳しい中、これまでのような行政からの補助金は期待できなくなりました。しかしながら、スポーツ推進、健康増進は衰退させて良いものではなく、これからも進めていかなければなりません。

養老町スポーツ連盟、スポーツ少年団、競技団体の運営費は団員の会費で賄いますが、競技力UP、対外試合派遣費などまで会費から捻出することは困難であり、この部分へのサポートをお願いするものです。

|               |              |
|---------------|--------------|
| 企業サポーター（賛助会費） | 1口1万円（年）1口以上 |
| 個人サポーター（賛助会費） | 1口5千円（年）1口以上 |
| 寄附金（個人・企業）    | 任意の金額        |

## 《サポーターの種類とメリット》

### 企業オフィシャルサポーター（10口以上）

- ・養老町スポーツ連盟新年互礼総会へのご招待
- ・養老町スポーツ連盟主催のイベントおよびスポ連ニュースでの無料広告
- ・企業におけるスポーツ活動へのスポーツリーダー派遣半額
- ・養老町スポーツ連盟ホームページに企業広告（Lサイズ）及びホームページの無料リンク
- ・養老町スポーツ連盟及び養老町主催のスポーツイベントの案内

### 企業サポーターA（3口以上）

- ・養老町スポーツ連盟新年互礼総会へのご招待
- ・養老町スポーツ連盟主催のイベントでの無料広告
- ・企業におけるスポーツ活動へのスポーツリーダー派遣半額（年間6回まで）

- ・ 養老町スポーツ連盟ホームページに企業広告（Mサイズ）及びホームページの無料リンク
- ・ 養老町スポーツ連盟及び養老町主催のスポーツイベントの案内

企業サポーターB（1口以上）

- ・ 養老町スポーツ連盟主催のイベントでの企業名掲載
- ・ 養老町スポーツ連盟ホームページに企業名掲載
- ・ 養老町スポーツ連盟及び養老町主催のスポーツイベントの案内

個人サポーターA（2口以上）

- ・ 養老町スポーツ連盟及び養老町主催のスポーツイベントの案内

個人サポーターB（1口以上）

- ・ 養老町スポーツ連盟及び養老町主催のスポーツイベントの案内

《税制上の優遇措置》

公益財団法人養老町スポーツ連盟への寄付金・賛助会費は、特定公益増進法人への寄付として税制上の優遇措置が受けられます。適用を受けるには「寄附金受領証明書」が必要です。賛助会費・寄附金受領時にお渡しします。

以下は、所得税及び法人税の優遇措置の事例です。

**所得税** A「税額控除」とB「所得控除」のいずれかを選択できます。（確定申告が必要です。）

A 税額控除額（所得税額の25%が限度）

$$= (\text{寄附金合計額 (年間所得金額の40%を限度)} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$$

B 所得控除額

$$= (\text{寄附金合計額 (年間所得金額の40%を限度)} - 2,000 \text{円})$$

**法人税** 一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、以下の特別損金算入限度額の範囲内で、損金に算入できます。

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \div 2$$

また、疑問点などのお問い合わせは、公益財団法人養老町スポーツ連盟事務局までお願いします。（☎ 0584-32-2788）

公益財団法人 養老町スポーツ連盟 会長 石井 光一

振込依頼書です。

### 振込金額収書

|            |    |   |   |
|------------|----|---|---|
| 年 月 日      |    |   |   |
| 金額         | 百万 | 千 | 円 |
| お振込先<br>銀行 | 店  |   |   |
| 受取人        |    |   |   |
| ご依頼人       | 様  |   |   |

◎この領収書は、振込の証拠となるものですから大切に保存して下さい。

上記のとおり振込金として領収いたしました。

(取扱店名)

銀行 店

収入  
印紙

(取扱店→振込人)

### 振込依頼書

|  |          |              |   |
|--|----------|--------------|---|
| 科目   |          |              |   |
| ご依頼日   | 年 月 日    | 手数料(個別記票の場合) |   |
| お振込先<br>銀行   | 金額       |              | 現入<br>振入  |
| 預金<br>種目   | 普通預金     | 口座<br>番号     | 備考  |
| (フリガナ) ヨウロウチョウスポーツレンメイ<br>(おなまえ)<br>公益財団法人 養老町スポーツ連盟<br>(おところ) 0584-32-2788<br>岐阜県養老郡養老町五日市400番地 | 収納印又は振替印 |              | 検印<br>係印<br>受付  |
| (フリガナ)<br>(おなまえ)   | 様        |              |   |
| ご依頼人   | (おところ)   | 電話           | <取引銀行><br>大垣共立銀行 (普) 336184<br>西美濃農業組合 (普) 9401504<br>大垣信用金庫 (普) 1021900<br>十六銀行 (普) 1234777<br>(取扱店保管) |

◎各票の太枠のなかだけボールペンで記入ください。